|  |  |
| --- | --- |
| 四百十一の二　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査 | 1　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許の申請に係る審査　三千九百円2　その他の者の狩猟免許の申請に係る審査　五千二百円 |
| 四百十一の三　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十六条第二項の規定に基づく狩猟免状の再交付 | 千円 |
| 四百十一の四　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査 | 二千九百円 |
| 四百十一の五　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録の申請に対する審査 | 千八百円 |
| 四百十一の六　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第一項の規定に基づく狩猟者の変更の登録の申請に対する審査 | 千八百円 |
| 四百十一の七　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付 | 千百円 |
| 四百十一の八　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付 | 千円 |

○栃木県手数料条例

昭和三十一年三月三十一日

栃木県条例第一号